

熊本市議会予算決算委員会運営細目

改正後	現行
<p>(予算決算委員会運営要綱第3条関係)</p> <p>1 理事会の開催日について</p> <p>(1) 付託議案の分担及び審査日程等に係る協議又は調整を行う場合 代表質問又は一般質問が行われる日のうち最も早い日<u>(その日前に予算決算委員会を開催する場合は開会日)</u>とする。</p> <p>(2) 総括質疑、締めくくり質疑等の実施の有無及び質疑者に係る協議又は調整を行う場合 総括質疑又は締めくくり質疑の実施日(総括質疑の実施日が2日間にわたる場合はその初日。<u>以下「質疑実施日」という。</u>)の2日前(休日を除く。)とする。なお、協議の内容が軽微な事項である場合は、持ち回り協議とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(予算決算委員会運営要綱第3条関係)</p> <p>1 理事会の開催日について</p> <p>(1) 付託議案の分担及び審査日程等に係る協議又は調整を行う場合 代表質問又は一般質問が行われる日のうち最も早い日とする。</p> <p>(2) 総括質疑、締めくくり質疑等の実施の有無及び質疑者に係る協議又は調整を行う場合 総括質疑又は締めくくり質疑の実施日(総括質疑の実施日が2日間にわたる場合はその初日)の2日前(休日を除く。)とする。なお、協議の内容が軽微な事項である場合は、持ち回り協議とする。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(予算決算委員会運営要綱第6条関係)</p> <p>5 総括質疑及び締めくくり質疑について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通告期限 原則として当該質疑について協議される理事会開催日の午前10時までとし、<u>同時刻において分科会が終了していない場合は、同日の午後3時までとする。ただし、これにより難しい場合における通告期限については、理事会でその都度定める。</u></p> <p>(3) 資料の配付 <u>質疑において資料の配付等をしようとする場合は、質疑実施日の前日(休日を除く。)午後5時までに、次に掲げる資料を提出するものとす</u></p>	<p>(予算決算委員会運営要綱第6条関係)</p> <p>5 総括質疑及び締めくくり質疑について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通告期限 原則として当該質疑について協議される理事会開催日の午前10時までとする。</p> <p>(3) 資料の配付 <u>質疑における資料配付の申出は、質疑の実施日(総括質疑の実施日が2日間にわたる場合はその初日)の前日午後5時を期限とし、氏名を記</u></p>

る。

ア 貸与タブレット端末に資料を掲載し、紙資料を配付する場合 氏名を記載した資料の原本、その写し100部及び電子データ

イ 貸与タブレット端末に資料を掲載のみの場合 掲載する資料の電子データ

6 略

載した原本を提出するものとする。ただし、カラーコピーによる資料の配付を希望する場合は、当該資料の写し100部を提出するものとする。

6 略

附 則

この細目は、令和3年2月19日から施行する。